

2014年神奈川県議会 第2回定例会 一般質問質疑概要

(2014年 6月24日)



神奈川県議会議員 しきだ博昭

目 次

1 福祉施策について	1
① 神奈川県手話言語条例（仮称）の制定について	1
② 盲ろう者への支援について	1
③ 選挙公報について	2
2 県政の諸課題について	3
① 県立図書館のあり方について	3
② スマートアグリについて	4
3 人財育成について	5
① 中里学園跡地の利活用について	5
ア 横浜市北部地域における特別支援学校の整備について	
イ 中里学園職員寮跡地の利活用について	
② 食育推進について	6
③ スポーツの意義について	6

私は自由民主党県議団の一員として、通告に従い、順次質問いたします。

質問に入ります前に、一言申し上げます。

私は、これまで一貫して、政策の中にやさしさ、思いやり、温かさといったものが感じられるかどうかという点に自らの価値基準、判断基準を置き、議論や提言を行って参りました。

今年、生誕450年を迎えるシェイクスピアは、ヴェニス商人の中に、『天から降り注ぐ恵みの雨のように、慈悲の心は決して強制されるものではない。慈悲は二度祝福をもたらす。慈悲を与える者へ、そして慈悲を受ける者へ』、このように記しています。同様に私は、政策、そして施策についても、それを提供する側、享受する側、双方に幸福をもたらすものでなければならぬと考えています。

県民の皆様によさしさ、思いやり、温かさといったものを感じ取っていただけるよう心がけ、質問をいたします。

1 福祉施策について

①神奈川県手話言語条例(仮称)の制定について

質問の第1は、福祉施策について伺います。

まず初めに、神奈川県手話言語条例(仮称)の制定についてであります。

鳥取県で制定された手話言語条例に関連し、手話の普及を総合的、計画的に推進するための条例制定に向けた考え方について、昨年12月に我が会派の代表質問に対し、知事から、『手話だけを取り上げて言語条例とするといったことについて、いろいろな意見もありますので、今後、議会の皆さんとともに考えてまいりたい』との答弁がございました。改めてこの問題を取り上げ、質問を行いたいと思います。

ご承知のとおり、2006年に国連で採択され、我が国においては2007年に署名し、今年1月に批准された障害者の権利に関する条約では、手話を明確に言語と位置づけております。

かつて、ろう学校においても長い間、手話が禁止され、口の動きを読み取る口話中心の教育がなされてきたのが現実です。こうした中、聴覚障害者にとって日常生活において欠かすことのできないコミュニケーション手段であり、文化そのものである手話が、社会的にも他の音声言語と対等な言語であることを多くの県民に知っていただくとともに、手話についての理解を深め、周知を図っていただきたいとの願いを込め、去る5月19日、当

時の古沢議長宛に、神奈川県手話言語条例(仮称)の制定を求める陳情が、実に5万4,655筆もの署名を添えて提出されました。

私は去る2月8日、あの降りしきる大雪の中、県民センター会議室に集まり、陳情書の内容についてともに考え、その後、聴覚障害者の皆様や手話通訳関係者の皆様とともに駅頭や街頭で署名活動を一緒に行い、その熱意と真摯な姿に心打たれました。私のみならず、常に県民に寄り添い、県民とともに問題意識と課題認識を共有していくことに努めている議会として、こうした多くの県民の声を謙虚に受けとめていかなければならないと考えております。

そこで、知事に伺います。

改めて神奈川県手話言語条例(仮称)の制定に取り組むべきと考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

②盲ろう者への支援について

次に、盲ろう者の支援について伺います。

ご承知のとおり、盲ろう者は視覚と聴覚の両方に障害があり、情報の入手やコミュニケーション、さらに外出や移動など日常のさまざまな場面で困難に直面しております。障害者の自立と社会参加が叫ばれている昨今、さらには災害時に置ける支援を含め、盲ろう者を初めとする障害者に対する支援の充実を図っていくことが重要であります。

私は過日、我が会派の梅沢議員、あらい議員とともに、横浜市神奈川区にある関東地区で唯一の盲ろう者通所施設である、わくわくワークを訪れ、作業の様子を見学させていただくとともに意見交換をしてみました。この作業所には、横浜市内のみならず県内各地より多くの利用者が通所されています。

盲ろう者にとって自立と社会参加の第一歩は、言うまでもなく外出支援であります。し



かしながら、盲ろう者通訳・介助員の派遣費は年々削減を余儀なくされ、年度末になると派遣の節約の工夫をお願いしたい旨の連絡が入るといった状況が続いております。盲ろう者の皆さんの全ての通訳・介助員の派遣が公費で賄われているわけではなく、盲ろう者や通訳・介助員双方が厳しい財政状況を考慮し、公費派遣ではなくボランティアとして協力しているのが実情です。

私は、こうした盲ろう者の皆さんの配慮やボランティアの方々の善意に甘えることなく、県の責任と果たすべき役割をいまだ一度見詰め直すとともに、実情を直視し、盲ろう者の自立と社会参加の促進に向け、市町村との連携を図りつつ、主体性をもって支援に当たっていただきたいと強く要請をいたします。

ヘレン・ケラーは、盲目であることは悲しいことです。けれど、目が見えるのに見ようとしないのはもっと悲しいことですよという言葉を残しています。

そこで、知事に伺います。

視覚と聴覚に障害のある盲ろう者の方々が抱える日常生活における困難の解消や、自立と社会参加の促進に向け、極めて重要な通訳・介助員の派遣事業の充実を含め、盲ろう者への支援についてどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。



③選挙公報について

次に、選挙公報について伺います。

私は昨年6月の代表質問において、インターネットを活用した選挙運動が解禁されることに伴い、選挙の公正・公平の確保、有権者の利便性の向上に向けた準備状況について質問いたしました。

もとより参政権は誰も侵すことのできない基本的人権の一つであり、公正かつ公平な選挙の実施、選挙権の行使は政治参加の第一歩であると言えます。

そこで、このたびは、選挙運動の一つである選挙公報について伺います。

前回の統一地方選挙に関する意識調査によると、選挙期間中の政党や候補者による働きかけのうち、役に立ったものは何かという質問に対し、一番多かった回答は、選挙公報で、次いで新聞広告となっております。このように、選挙公報は有権者が候補者の政策等を知る上で非常に有効な媒体となっております。

しかしながら、一方、視覚障害者の方に向けた点字や音声、拡大文字による選挙公報は制度化されていないのが現状です。現在、県選挙管理委員会が啓発の一環という位置づけで、独自に選挙公報の点字版、音声版や拡大文字版を購入し、視覚障害者団体等を通じて配布する取り組みを行っていることは承知しておりますが、いまだ県議会議員選挙では対応されておられません。

そこで、選挙管理委員会書記長に伺います。

来年予定されている統一地方選挙では、視覚障害者の方が候補者の政見をしっかりと確認できるように、県議会議員選挙においても選挙公報の点字化、音声化及び拡大文字化を進めるべきと考えますが、見解を伺います。

以上です。

【黒岩知事答弁】

しきだ議員のご質問に順次お答えしてまいります。



黒岩知事

福祉施策について、何点かお尋ねがありました。

まず、神奈川県手話言語条例（仮称）の制定についてです。

県では、障害の有無にかかわらず一人一人が尊重され、その人らしく生き生きとして生活を送ることのできる「いのち輝くマグネット神奈川」の実現を目指して施策に取り組んでおります。私が提唱している住んでよかった、長生きしてよかったと思える神奈川とは、障害のある方にとってもよかったと思える神奈川であります。

このたび県聴覚障害者連盟から出された神奈川県手話言語条例（仮称）の制定を求める陳情の内容を拝見しました。手話が音声言語と対等な言語であることや、手話についての理解を深め、周知を図ることは私も同感であり、手話が身近なものであることをもっと広めていくべきだと思います。

県では、昭和55年に全国に先駆けて神奈川県聴覚障害者福祉センターを設置し、聴覚障害者や、そのご家族に対しコミュニケーションの指導、訓練などを行っています。また、手話通訳者を養成し、派遣するなど聴覚障害者に対する支援を続けてまいりました。そして、今年3月に改定した「かながわ障害者計画」では、手話を新たに言語として明確に盛り込み、県としても聴覚障害者に対する意思疎通支援や県民等に対する理解促進についてさらに充実し、取り組んでいます。

そうした中で、手話に対する理解や周知が条例を定めることで本当にさらに進んでいくのかどうか、さらに議会の皆さんとしっかりと議論を深めてまいりたいと考えております。

次に、盲ろう者への支援についてであります。

視覚と聴覚に重複して障害のある盲ろう者は、光と音が失われた状態で生活されており、日常生活における複合的な困難を抱えています。盲ろう者に外からの情報を届け、移動に寄り添い、他人とのコミュニケーションをつなぐかけ橋となるのが盲ろう者通訳・介助員であり、盲ろう者が住みなれた地域の中で、自立して安心して暮らしていくために欠かせない支援だと認識しています。

そこで、県は通訳・介助員を要請し、派遣することで盲ろう者のコミュニケーションと移動の支援を行ってまいりました。ここ数年の派遣実績は、平成24年度が2,683人、平成25年度が2,856人となっており、いずれの年度も「神奈川県障害福祉計画」で目標としている2,500人を上回る派遣を行っ



和泉選挙管理委員会書記長

ています。

通訳・介助員の養成や派遣は、盲ろう者の自立と社会参加の推進の観点から必要不可欠であります。そのため今年3月に改定した、かながわ障害者計画に、意思疎通の支援方策として明確に盛り込みました。この計画を実施するに当たり、関係者のご意見も十分に伺い、盲ろう者の皆さんの自立と社会参加が進むよう、国、県、政令市等の役割を踏まえつつ、県として必要な支援を行ってまいります。

私からの答弁は、以上です。

【選挙管理委員会書記長答弁】

選挙管理委員会関係のご質問について、お答えします。

選挙公報についてお尋ねがありました。

公職選挙法においては、選挙公報は原文のまま掲載しなければならないこととされており、選挙管理委員会が点字化、音声化などした選挙公報を作成することはできません。そのため現在、国政選挙や知事選挙では、視覚障害者の支援団体等が選挙公報を点字化などし、選挙のお知らせ版として自主的に発行したものを県選挙管理委員会が購入し、支援施設の利用者などに配布しています。

一方で、県議会議員選挙では、いまだ選挙のお知らせ版が発行されていないため購入、配布ができない状況です。作成を手がける支援団体等からは、県議会議員選挙では候補者数が200人程度と衆議院議員総選挙の2倍以上となっており、加えて作成期間は4日程度と総選挙の約半分となっていることから、対応にはさまざまな課題があると聞いています。

しかしながら、選挙においては候補者の政見などの情報が大変重要ですので、県選挙管理委員会では、県議会議員選挙における選挙公報の点字版などが配布されることが望ましいと考えてきました。次の県議会議員選挙では、選挙公報の点字版、音声版などの購入、配布が実現できるよう、支援団体等の自主的

な取り組みに対し、できる限りの協力を行ってまいります。

私からの答弁は、以上です。

【しきだ博昭再質問】

1点、再質問をさせていただきたいと思いますが、手話言語条例に関してであります。

昨年、第一生命経済研究所が行ったアンケート調査の結果には、聴覚障害のある人の半数が職場での会議や研修の内容が十分理解できないため参加を諦め、約8割の方が昇進やスキルアップは困難と感じているという結果が出ています。この研究所は、企業や行政は会議などに手話通訳、あるいは要約筆記ができる人を参加させることによって、聴覚障害者が同じスタートラインに立てる環境を整えるべきだ、こう指摘をしている。このことをしっかりと受けとめていただきたいと思います。

ドイツ語では Leht、フランス語で Droit、これはいずれも法と権利、この二つの言葉をあらわしている意味であります。法、すなわち自治体における条例は、まさに人権を尊重し、権利を保障するために制定をすべきものだと思っていますし、これまでの地方分権改革の一環として、自主立法権、条例制定権が拡大をされてきている、こういった認識の中で、地域に根差した、地域の実情に応じた、そして住民の負託に応えるために条例制定を積極的に行っていく、こういった考え方が今、大勢を占めていると思いますが、今、指摘をしたアンケート結果のお話、それから今の条例制定権の拡大、こういった観点から改めて、この2点を聞いた上で知事、改めて、この条例制定に向けての認識を再度お伺いしたいと思います。

【知事答弁】

それでは、お答えしてまいります。

先ほども申し上げましたように、この手話言語条例の趣旨、それは理解しているつもりであります。しかし、その条例さえつくれば全てがうまくいくかどうかといった問題はあります。そのために、この条例をつくるなら、つくる中で、そのプロセスの中でどれだけ皆さんの問題意識が高まっていくか、みんなに広く広まって、やはりこれは条例が必要なんだというところまで議論を深めていくということが必要だと思っております。

そういう意味を込めて、これから必要性、必要な人に対する支援は届けたいという基本的な思いを私は何度もここで表明しておりますけれども、そんな中で、この条例化といっ



たものについて、本当に議会の皆さんとしっかりと議論を深めていきたい、広めていきたい、そう思っているところであります。

以上です。

【しきだ博昭要望】

昨年12月の代表質問でも、議会の皆さんと議論をしていきたいと、今も余りトーンとしては変わっていないという認識を持っておりますが、私ども議会としても、県民の負託に応えていくことが議会の本質的な活動の一つ、そしてまた使命であるという認識を私どもは持っていますので、条例制定を求める県民の声、すなわち今回、提出された陳情の内容、趣旨、こういったことをしっかりと受けとめながら、引き続き私どもの会派内、あるいは議会内で議論を深めながら、また、皆さんのこうした願いが成就できるように、あらゆる手法を模索、検討してまいりたい、このことをまず申し述べておきたいと思っております。

そして、盲ろう者の支援についてでありますけれども、そうした外出支援を含めて、自立、社会参加に相当困難を抱えておられる皆さん、こうしたところにどういった光を当てていくか、思いやりを示していくか、それを言葉だけではなく実行に移していくか、これがまさに問われていると思います。そうした面では、いのち輝くマグネット神奈川、これを標榜しておられる知事、それに伴う行動をぜひお示しをいただきたい。しっかりとこうした温かさが伝わる、やさしさが伝わる、思いやりが伝わる、こうした支援の充実に努めていただくよう強く要望しておきたいと思っております。

2. 県政の諸課題について

① 県立図書館のあり方について

【しきだ博昭】

質問の第2は、県政の諸課題についてであります。

まず初めに、県立図書館のあり方について伺います。

世界の主要都市では、公立図書館が都市の文化の高さを示す象徴として捉えられており、図書館による教育と情報提供が民主主義を守り、強化することにつながるの考え方が定着しています。

当初、「民主主義の砦」「知の拠点」と言われる図書館が、緊急財政対策の一環として廃止を含めた見直し対象に位置づけられたことに、私を含め、心ある多くの県民が失望いたしました。その後、さまざまな議論を経て、県立図書館については昨年12月の我が会派の代表質問に対し、知事から、建物の建て替えや改修を行い、新たな魅力を備えた図書館にしたいとの考えが示され、安堵いたしました。

私は、県立図書館のあり方について、しっかりとした理念・哲学のもと今後の整備にあたっていくことが重要であり、一時しのぎの政策によって図書館を失うようなことは決してあってはならないと考えます。

かつてニューヨーク市長を務めたジュリアーニ氏は、図書館の開館に際し、『建設には莫大な資金がかかっていますが、我々が得られるものに比べれば些細なものにすぎません』と発言しています。

今年5月に訪れたオランダのアムステルダム公共図書館は、2007年に日本円で約100億円かけて新館が建設され、総面積

2万8,000平方メートルに及ぶ12階建ての建物はヨーロッパ最大規模と言われており、1日当たりの利用者は約5,000人に上るとのことであり、館長は、『我々は建物、機能、サービスの全てを誇りにしています。しかし、最も誇りにしているのは、市民の皆さんに誇りにしていただいていることです』とおっしゃっています。

本県の県立図書館においては、例えば、これまで川崎図書館が担ってきた産業・ビジネス支援や、今後の環境問題を考えていく上で貴重な資料となる川崎公害訴訟に関する記録、さらには女性センターで所蔵されている山川菊栄文庫といった貴重な蔵書を今後どのように保存していくのか、また、市町村図書館との役割分担をどのように図っていくのかといったハード・ソフト両面の課題について、しっかりと検討し、県民の誇りとしていただけるよう揺るぎない理念・哲学のもと整備に当たっていくことが大切であると考えます。

また、紅葉ヶ丘の県立図書館は1954年に開館し、今年で60周年という節目を迎える今、改めて県立図書館のあり方を議論することも大切です。

そこで、教育長に伺います。

現時点で県立図書館の再整備に向けて、その果たすべき機能やあり方についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

②スマートアグリについて

次に、スマートアグリについて伺います。

スマートアグリとは、スマートアグリカルチャーという造語の略で、最新のICT、情報通信技術やロボット技術を活用した農業技術のことを指し、主に野菜、花卉、果物など付加価値の高い農作物を栽培することができるハウス型栽培システムを中心に活用が期待されています。

去る5月、自民党県議団では私を含む7名でオランダを訪問し、スマートアグリをはじめとするオランダの農業について視察を行ってまいりました。ご承知のとおり、オランダは、ほぼ九州と同じ面積であるにもかかわらず、農業輸出額は2010年の統計では約7.9兆円と、アメリカの約12兆円に次ぐ世界第2位の農業輸出国であります。ちなみに、日本は約0.3兆円、51位にとどまっております。

オランダでは、EUの統合により欧州各国から安い農作物が流入することに対する危機感から、トマトやパプリカといった付加価値の高い農作物を戦略野菜と位置づけ、近郊型農業への重点化の一環としてハウスを活用

し、土のかわりにスポンジ状の繊維を使うなどの水耕栽培により、水、養分、二酸化炭素の供給、温室内の温度や照度といった環境をICTを活用し、制御することによるオートメーション化を推進し、生産量の拡大、品質の維持・向上を図ることが特徴であり、オランダ農業における国際競争力の源であると言われています。

私たちが訪れたバーレンツェDCという大型施設園芸農園を経営する会社は、20ヘクタールの広大な敷地内でオレンジパプリカを栽培しておりますが、その約95%が輸出用で、生産量は1日約3万キロ、昨年の売り上げは約800万ユーロ、日本円で実に約11億円に上っています。

スマートアグリは現在、日本政府が取りまとめている新たな成長戦略の骨子案の中にも、ロボット市場を農業分野で20倍にする目標が明記されており、また、環太平洋戦略的経済連携協定—TPPなど自由貿易の進展に備えた国内農業の技術革新や新興国をはじめとする食料需要の増大に伴い、高い成長が見込めることから、大手電気メーカーも競ってこの分野に参入しています。

そこで、環境農政局長にお伺いいたします。

今後、海外への輸出拡大が見込まれるなど成長が期待される農業分野におけるICTやロボット技術を活用したスマートアグリについての認識と、本県農業への導入促進について伺います。

以上です。

【環境農政局長答弁】

環境農政局関係のご質問について、お答えします。

スマートアグリについてお尋ねがありました。

スマートアグリの導入は、農業の生産性の向上が可能となることに加え、栽培環境のコントロールが自動化されるため、経験が浅くても農業への新規参入が容易になるという効果も期待できるものと認識しております。

県内のハウス栽培では、初期段階のスマートアグリとも言える温度管理や水やりの自動化装置などを導入する生産者が、近年増えつつあります。しかし、スマートアグリを本県に本格的に導入するにあたっては、課題もあります。スマートアグリの仕組みや導入によって得られる経営改善効果がわかりにくい、メリットを感じられず導入に消極的になる農業者も少なくありません。また、本県は比較的小規模な農業者が多いことから、導入する設備の選択を誤ると、生産性向上によ



金子環境農政局長

る収入の増加を上回る過剰投資になるおそれもあります。

そこで、県ではまず農業者の方に先行事例などを紹介し、導入によって作業の省力化が図れることに加え、ハウス内の栽培環境の最適化が可能となり、収穫量の増加にもつながるなどの導入メリットをしっかりと情報提供してまいります。また、ハウスの規模などに応じた装置の性能や適切な組み合わせのあり方について、農業技術センターにおいて研究を進めておりますので、研究の成果を意欲の高い農業者にお伝えすることにより、本県でのスマートアグリの導入促進を図ってまいります。

私からの答弁は、以上です。

【教育長答弁】

教育関係についてお答えします。

県立図書館のあり方についてお尋ねがありました。

県立図書館は、これまで貴重な図書を収集、保存し、県民に提供する専門図書館としての機能と、県内の公立図書館相互で図書を貸し借りするシステムにより利用者サービスを高める広域図書館としての機能を果たしてきました。県立図書館が知の拠点として今後も県民の学習意欲の高まりに応えていくためには、これら二つの機能は欠かすことのできないものと認識しています。

そこで、県立図書館の再整備にあたっては、まずは専門的、広域的な図書館としての機能をしっかりと整えてまいります。また、県立図書館には我が国で1774年に翻訳された解体新書の初版本など、貴重な専門図書や資料が数多くあります。今後、これらを活用した魅力的な点字や講座などを通じて、新たな利用者を引きつける、魅せる図書館としての機能も必要です。

さらに、個人の学習にとどまらず、図書館の利用者が自由に議論することで学習成果を

高める仕組みや集いの場など、利用者同士の交流を促進する新たな機能も検討していきます。こうした機能を県立図書館が持つことで、紅葉ヶ丘地区の文化的なにぎわいづくりを担っていきたいと考えています。

現在、これらの点を含めて、関係部局と連携しながら、より望ましい図書館の再整備に向けて検討を進めているところです。教育委員会としては、今後の県立図書館が果たすべき機能をしっかりと見据え、神奈川の知の拠点として図書館の再整備を図ってまいります。

以上でございます。

【しきだ博昭再質問】

スマートアグリについて1点、再質問をさせていただきますと思いますが、先ほど申し上げたとおり、農業分野は限りない潜在力を有する成長分野としての期待が高まっているという点、そして神奈川県は羽田空港に近接をしている、そして横浜港、川崎港という港も持っている。陸、空、海、三つの玄関を有しているといった、こういった地域性を考慮しながら、この分野に力を入れていくことは極めて重要だと思っています。

そこで、今、環境農政局長からも、課題はあるにしろ一定の認識について回答いただきましたが、この機会を捉えて、私は県内の農業関係者あるいは電気メーカー、さらにはIT関連企業や地元の種苗メーカー等々にも広く呼びかけて、例えば、「(仮称) 神奈川スマートアグリ研究会」のようなものを立ち上げ、早急にこうした研究をスタートすべきであると考えますが、この点についての見解を改めてお伺いしたいと思います。

【環境農政局長】

しきだ議員の再質問にお答えします。

スマートアグリの導入を促進するためには、農業者の方々にスマートアグリの効果を正しく理解していただくことが重要です。そこで、まず、県内でハウス栽培を行っている意欲の高い農業者の方々に集まっていたいただき、導入効果に関する県の研究結果をお知らせするとともに、民間企業の協力を得て、新しく開発された技術を紹介する場を設けたいと考えております。また、国のスマート農業の実現に向けた研究会の検討内容についてもお伝えし、参加された農業者の方々のご意見をお聞きしながら、本県に適したスマートアグリの導入方法を考える研究会を設置する方向で検討してまいります。

以上でございます。

【しきだ博昭要望】

研究会については設置する方向で検討してまいりたいという前向きなご答弁をいただきました。

この分野、私は本当に経済成長、県内経済の活性化、農業振興についても後継者不足、そして遊休地の有効活用という観点からも非常に重要だと思っています。

北海道の夕張市でツムラという会社がCSRの一環として土地を購入をして、障害者の雇用のための生薬を栽培する、こういった取り組みを始めたというニュースを聞いたことがありまして、私はオランダに行ったときも、こういった展開を、ハウスを活用してスマートアグリを充実することによって生薬、知事がおっしゃっておられる東洋医学との融合という観点からも、生薬であるとか漢方薬の原料、こういったものを安定的に、そして品質の高いものを生産できる、こういった仕組みも今後の県が果たすべき役割の一つではないか、こんなことを感じて帰って参りましたので、このことを申し上げておきたいと思っております。

そして、オランダが3年前に農政部門を経済省の中に統合して、成長戦略、経済政策として農業を推進していく、こういった機構改革を行ったということも、先般の視察の中で伺って参りました。県においても産業労働局、そして環境農政局、分かれておりますけれども、今後は部局再編にあっても、こういった観点を盛り込んでいくということも大事かと思っておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

図書館については、教育長から前向きな答弁をいただきました。知の拠点、知の殿堂として、民主主義を守る砦としての役割、そして貴重な資料を公開をしていく、そして親しまれる図書館づくりに力を注いでいただきたい。

とりわけ県民の声をしっかりと受けとめて、そこに神奈川らしさ、神奈川の県立図書館らしさを盛り込んでいただくよう要望して、この質問を終わります。

3. 人財育成について

①中里学園跡地の利活用について

ア 横浜市北部地域における特別支援学校の整備について

【しきだ博昭】

質問の第3は、人財育成についてであります。

まず初めに、中里学園跡地の利活用につい



桐谷教育長

て2点伺います。

1点目は、横浜市北部地域における特別支援学校の整備についてであります。

県内の特別支援学校に在籍する児童・生徒数は、平成15年度は公立私立合わせ42校、5,284人であったのに対し、平成25年度は49校、7,856人を数え、10年間で約1.5倍に増加しており、とりわけ中里学園の所在する人口増加の著しい横浜市北部地域は、実に2.3倍に増加しております。県教育委員会では、これまでもこうした特別支援学校のない、いわゆる空白地域を解消するため、同地域に新校を整備する方向で検討を重ねてまいりました。

こうした中、本年2月の第1回定例会における我が会派の小島健一議員の質問に対し、平成28年度末をもって廃止することとしている児童養護施設、中里学園の跡地を特別支援学校の建設候補地とし、地元住民や横浜市の理解を得ながら整備に向けて取り組んでいくとの答弁がございました。

そこで、教育長にお伺いいたします。

横浜市北部地域における特別支援学校の整備に関し、現状と今後のスケジュールについて伺います。

イ 中里学園職員寮跡地の利活用について

2点目は、中里学園職員寮跡地の利活用について伺います。

中里学園は、昭和21年9月に戦後大きな社会問題となった戦災、引き揚げ孤児等の保護施策として定められた主要地方浮浪児等保護対策要綱に基づき、県は当時、東京都商工経済会の大陸開拓者花嫁養成施設であった土地、建物を買収し、児童保護施設を設置いたしました。所在地の旧地名、都筑郡中里村にちなんで命名された中里学園は、これまで約70年間、幾多の変遷を経て現在に至っておりますが、一貫して、子供たちの健やかな成長を願う地域の方々の深いご理解と多大なご支

援により支えられてきました。

こうした中、平成28年度末をもって廃止する方針が明らかになった折、横浜市会においてもこの問題が取り上げられ、中里学園廃止を受け、引き続き児童養護施設が必要との認識のもと、横浜市北部地域での児童養護施設の整備を至急検討していく考えが示されたところであります。

先ほど述べたとおり、約70年間にわたり積み重ねてきた中里学園と地域の方々との信頼関係を初め、多くのボランティアの方々といった人的資源を継承していくことは、極めて重要であると考えます。

中里学園の敷地のうち、現在の園舎部分については県が特別支援学校として活用する予定ですが、現在、職員寮のある部分の利活用については未定と聞いています。その意味で、中里学園職員寮跡地を利用して横浜市が児童養護施設を整備していくことは、一つの方策であると考えます。

そこで、総務局長にお伺いいたします。

中里学園職員寮跡地の利活用について、現時点でどのように考えているのか伺います。

②食育推進について

次に、食育推進について伺います。

今月6月は食育月間と定められております。近年、社会環境が大きく変化し、食生活の多様化が進む中、子供たちが将来にわたって健康に生活していけるよう、栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいて自ら判断し、食をコントロールしていく食の自己管理能力や、望ましい食習慣を身につけていくことが重要となっております。

こうした中、学校における食育推進の中核的な役割を担い、食に関する指導と給食管理を職務として栄養教諭制度が創設され、平成17年度から施行されております。本県では平成19年度に8名を配置したのを皮切りに、平成25年度には163名配置され、現在、指導に当たっております。

また、本年4月にまとめられた、地産地消の学校給食を検討する会議報告書の中で、栄養教諭による食育推進に関する取り組み内容が示されております。中でも、栄養教諭の配置拡大による効果を検証するため設定した、年間指導計画の策定、朝食の喫食率、給食の残食率、体力合計点の4項目のうち、体力合計点を除く3項目に関し、達成あるいは成果が上がっているとの結果が示されております。

こうした検証結果等を踏まえ、今後の課題として、食に関する指導時間の確保と個別相

談指導の充実、ネットワーク活動のための工夫、改善、特別支援学校での連携体制を挙げるとともに、今後の方向性として、栄養教諭が配置されている本務校とネットワークで指導を行っている支援校では食育指導に充てることのできる時間、さらにはその内容や効果に差が見られるため、さらなる工夫、改善を図り、栄養教諭配置の適正化に向けて検討を行う必要があるとしております。

さらに、健康寿命日本一の神奈川を目指すためには、子どもの頃から正しい知識と生活習慣を身につけることが重要であり、全ての教職員と栄養教諭が連携し、各学校の実状に応じた食育に取り組むことが求められると締めくくっております。

イギリスの詩人、ドライデンは、『はじめは、“人”が“習慣”をつくり、それから“習慣”が“人”をつくる』という言葉を残しています。

そこで、教育長に伺います。

子供たちの健全な心と体を培い、豊かな人間性を育むために重要な食育について、栄養教諭の配置を含め、今後どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

③スポーツの意義について

最後に、スポーツの意義についてお伺いいたします。

私は平成18年2月の本会議一般質問において、スポーツマンシップ教育について質問いたしました。当時、マンションの耐震強度偽装問題、ホテルの違法建築、株式の不正取引といった事件が相次ぎ、大きな社会問題となっていました。こうした事件は規範意識の低下や企業倫理の欠如が背景にあることを指摘し、ルールを守ることの大切さとさまざまな立場の人たちに対する共感や他者への思いやり、やさしさといった感性を育てていくために、スポーツの果たすべき役割は極めて大きく、また、指導者の責任は重いと訴えて参りました。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会に向けた機運が高まっている今、改めて、スポーツの意義について考えていきたいと思っております。

スポーツマンシップを一言で言うとリスペクト、すなわち尊重であると言われております。相手を尊重し、ルールを尊重し、ルールに則



り下された判定を尊重し、初めて試合の勝ち負けに意味と価値が生まれます。勝つためにベストを尽くし、努力を重ねることはもちろんのこと、勝ち負けを素直に受け入れ、互いに相手を尊重し、たたえることができる人こそが真のスポーツマンと呼ばれる所以であります。

また、注目すべきは、スポーツマンを英英辞典で引くと、そこには、「グッド・ルーザー—よき敗者」、あるいは「グッド・フェロー—良き仲間」と書かれており、この意味するところは、真のスポーツマンであるか否かの基準は試合に負けたとときの態度で決まると言われ、ルールに則り下された審判の判定を受け入れ、負けを素直に認め、それでいて決して肩を落とすことなく堂々と勝者をたたえ、ひるむことなく次の戦いに備えることのできる人こそグッド・ルーザー—よき敗者であり、次なる真の勝者であると考えられています。そして、互いを尊重することのできる人間同士が「グッド・フェロー—良き仲間」であるとされています。

いじめや虐待、さらには体罰といった問題が今、大きな社会問題となっており、最も尊重されなければならない子供たちのかけがえない命が失われている現実を、私たちは重く受けとめなければなりません。

スポーツマンシップの求めるルールを守ることの大切さや相手を尊重する謙虚さは、まさに人間が社会生活を営んでいく上で最も大切な社会規範であると言えます。

哲学者、ロバート・フルガムは、『人生に必要な知恵はすべて幼稚園の砂場で学んだ』という著書の中で、みんなで分け合うこと、ずるをしないこと、人をぶたないこと、後片づけをすること、人のものに手を出さないこと、誰かを傷つけたら、ごめんなさいと言うことといった基本的なルールを幼児期に身につけることの大切さを、砂場を例に見事に指摘し

ております。

私も、これまでスポーツ、とりわけ野球に親しみ、野球というスポーツを通じフェアプレーの精神、チームワークの大切さを学び、さまざまな貴重な経験を積ませていただきました。いわば私にとって、人生に必要な知恵は全て野球のグラウンドで学んだと言っても過言ではありません。

そこで、教育委員会委員長にお伺いいたします。

夢と未来の担い手である子供たちのかけがえのない命を尊重し、明るい将来を育むために、スポーツの果たすべき役割は大きく、指導者の責任は重いと考えますが、これまでの、体操選手として、指導者、教育者としてのご経歴を踏まえ、スポーツの意義について教育委員会委員長にお伺いいたします。

以上です。

【総務局長】

総務局関係のご質問にお答えします。

中里学園職員寮跡地の利活用についてお尋ねがありました。

中里学園については、現在、平塚市内に新たに整備を進めている児童自立支援拠点の開設に合わせ、平成28年度末をもって施設を廃止することとしております。議員お話しの職員寮の跡地については、現時点で将来の利活用方法は決まっております。

そうした中で今般、横浜市から、特に整備がされている横浜市北部地域での児童養護施設を、この職員寮跡地を活用して新たに整備していきたいとの相談がございました。横浜市がこの地に児童養護施設を整備し、中里学園が築いてきました地域やボランティアの方々との協力関係を生かしながら市内の子供を中心に受け入れていくことは、県としても有意義なことと考えております。

今後、職員寮の跡地につきましては、その利活用方法について横浜市と話し合いを進めてまいります。



中島総務局長

私からの答弁は、以上でございます。

【教育委員会委員長】

教育委員会委員長の具志堅でございます。本日はこのような機会をいただき、心より感謝申し上げます。

ただいま、しきだ議員よりお尋ねがありました、スポーツの意義についてのご質問にお答えさせていただきます。

私にとりまして、スポーツは人生そのものであると思っています。大会の開会式で行われる選手宣誓の、『宣誓、我々選手一同はスポーツマンシップにのっとり』というフレーズは、皆さんご承知だと思います。このスポーツマンシップという言葉には、ルールを尊重し、相手を尊敬し、そして審判の判定を尊重するといった意味が込められております。相手や審判を尊敬することは、自分を冷静に見詰めることにつながります。決められたルールの中で自分の持てる力を最大限発揮し、ノーサイドとなった後は相手をたたえる気持ちが大切です。スポーツマンシップの精神をもって生きていくことで、そこにはいじめのない世界が生まれます。スポーツの持つ力は大変素晴らしいと思います。

また、スポーツは、うまくいかないときにどう乗り越えればよいのかを教えてください。

私は13歳から体操競技を始め、1984年のロサンゼルスオリンピックで金メダルを獲得することができましたが、決して順風満帆の競技生活だったわけではありません。大学時代には選手生命を絶たれるほどの大けがを2度も負いました。しかし、そのたびにピンチをチャンスと捉え、忍耐強く取り組むことの大切さを学びました。足のけがをしたときに、これは上半身を鍛えるチャンスだと考え、一生懸命筋力アップに取り組んだ結果、苦手だった吊り輪を最も得意な種目とすることができました。私は恩師から、体操の素質は人並みだが、努力する素質はあると言われました。ムーンサルトも十字懸垂も、できるようになるためには何度も何度もトライし、薄い紙を一枚ずつ重ねて厚くしていくように努力することの大切さを学んできました。

また、指導者としてのピンチもありました。大学の体育館を火事で失ったとき、練習場所を求めての移動時間に選手とともに練習内容を考えることで、かえって効率のよい練習ができ、結果として大学日本一に輝くことができました。指導者は、選手がピンチのときこそ手を差し伸べ、支えていく必要があり、その役割が大変大きいことを身をもって体験し



具志堅教育委員長

てきました。

こうして体操というスポーツを通して学んできたスポーツマンシップの精神と、困難を乗り越える力を身につけることがスポーツの意義として最も重要なことであると考えますし、今の私を支えてくれていることに間違いありません。

私は教育委員会委員長として、未来を担う子供たちには、苦手なこと、困難なことに直面しても決して逃げずに、ピンチをチャンスと思って何事にもトライしてほしいと願っております。そして2020年、東京オリンピック・パラリンピックに関心が集まる今こそ、子供たち、そして指導者の皆さんにスポーツの意義を改めて認識し、スポーツの持つ魅力を実感していただくことを期待しております。

今後も、微力ではありますが、子供たちの心身の健全育成のため、そして本県のスポーツ振興と教育の推進のために精いっぱい尽力してまいります。

私からの答弁は以上であります。ありがとうございました。

【教育長】

教育関係についてお答えします。

横浜市北部地域における特別支援学校の整備について、お尋ねがありました。

青葉区、都筑区などの横浜北部は人口増加が著しい一方、これまで特別支援学校がなかったことから、早急に整備が必要な地域と考え、横浜北部方面校として「まなびや計画」に位置づけてきたところです。

こうした中、平塚市内に整備が進められている児童自立支援拠点の開設に合わせ、県立中里学園が廃止されることを受け、教育委員会では廃止後の跡地を特別支援学校の候補地とし、現在その整備に向けて取り組みを進めています。

具体的には、本年4月に横浜市に、特別支援学校開校に向けた就学指導などのご協力をお願いしました。また、地元の自治会の方々

へ、整備へのご理解と開校後の教育活動等へのご協力をお願いしてまいりました。地元への説明の中では、グラウンドや体育館等の施設開放についてご要望を頂戴しましたが、特別支援学校の整備については概ねのご理解をいただけたものと考えております。

特別支援学校に学ぶ児童・生徒にとっては、地域の中で社会性を身につけ、自立していくことが何より大切です。地域の方々のご協力が引き続き得られるよう、丁寧に対応して参ります。

今後は整備する特別支援学校の規模や教育内容の検討を行い、来年度から建物の設計や工事にかかわる許認可の手続を進めていきたいと考えています。そして平成29年度の中里学園の廃止後、既存建物の除却工事を行い、その後、新築工事に着手し、平成32年4月の開校を目指してまいります。

次に、食育の推進についてお尋ねがありました。

子供のうちに食に関する正しい知識と健全な食習慣を身につけることは、大変重要です。食育は、健康寿命日本一や未病を治す土台づくりにつながる大切な取り組みです。そこで、「食育推進計画」の中に学校での食育の推進を位置づけ、その中心的な役割を担う栄養教諭の配置を順次拡大してきました。

現在、市町村立小中学校の概ね8校に1名の割合で栄養教諭を配置しています。これらの栄養教諭は自身が勤める学校で食育の指導にあたるほか、近隣の複数の学校を支援校として担当し、訪問指導、助言などを行っています。このように1人の栄養教諭を中心として地域の学校がネットワークを組み、給食時

間での指導はもとより、保健の授業で健康と食習慣について教えたり、親子の料理教室を開催するなど工夫を凝らした取り組みを進めています。

こうした中、栄養教諭の取り組みの成果と課題について、昨年度、学校へのアンケート調査などに基づき検証作業を行ってきました。その結果、栄養教諭が配置されている学校に比べネットワークで支援している学校では、指導時間数の関係もあり、児童・生徒の食に対する興味、関心という点で差があることがわかりました。そこで、こうした検証結果を踏まえ、研修等の充実により栄養教諭や支援校の食育担当教員の食に関する指導力をどのように高めていくのか、また、子供たちにもどのような指導を行えばより食に対して興味、関心を持ってもらえるのか、まずはそうした工夫を早急に検討し、実施して参ります。その上で、配置について検討していきます。

教育委員会では、子供たちが将来にわたって健康に生活していけるよう、引き続き栄養教諭を中核とした食育の推進をより一層図ってまいります。

以上でございます。

【しきだ博昭要望】

まずは、具志堅教育委員長におかれましては、これまでのご経歴を踏まえ、また、高い見識によって心温まる答弁をいただいたことに心から深く敬意と、感謝を申し上げたいと思いますし、感動をもって聞かせていただきました。

ピンチをチャンスに変える力、また困難を乗り越える勇気をスポーツから学んだ、さまざまな困難を克服をされてきたご経験を率直

にお聞かせをいただいで、私たちも引き続き、今、さまざまな問題を抱えている県政でありますけれども、議員の一人として、地域の皆さんと絶えず向き合いながら課題解決にあたっていききたい、そこでフェアプレーの精神、そうしたものもしっかりと施策の中にも生かしていきたいということを感じさせていただきました。本当にありがとうございます。

また、教育長におかれましては、特別支援学校の整備を平成32年4月を目途に進めていくという力強い答弁がございました。そしてまた、総務局長にも、横浜市から要望のある児童養護施設の新設についての前向きな答弁もいただいたところであります。

今日、私は、最後の質問を人財育成ということにさせていただきました。その人財の「財」、「材料」ではなく「財産」の「財」という字を使いました。まさに人づくりがこの国にとって、この地域にとって、社会にとって大事だという、この点を強調したかったからであります。

これからも県民の皆さんにしっかりと私たちの思いが伝わるような、思いやり、やさしさ、温かさが感じられる活動に努めていくことをお誓いをして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。



隣接地に児童養護施設

横浜市が整備検討

県の「中里学園」廃止

県が2016年度末の廃止方針を決めている児童養護施設「中里学園」（横浜市青葉区）の隣接地に、横浜市が新たな児童養護施設の整備を検討していることが24日、分かった。隣接地は同学園の職員寮跡地（約3千平方メートル）で、実現すれば約70年間にわたり培われてきた地域との結び付きが継承されそうだ。

（原 隆介）

同日の県議会本会議で、自民党の敷田博昭氏（都筑区）の一般質問に中島栄一総務局長が明らかにした。中島総務局長は「中里学園が築いた地域やボランティアの方々の協力関係を生かし、市内の子どもを中

心に受け入れることは県としても有意義」と述べ、同市と児童養護施設整備に向けた話し合いを進めると説明した。職員寮跡地の利用方針が決まっていない中、横浜市側が新たな児童養護施設を整備したい意向

を伝えてきた。1946年に開設した中里学園は、児童自立支援拠点として再編されて2017年度に平塚市に移転する予定。県教育委員会は跡地に特別支援学校を整備する計画を進めている。

一方、同学園がなくなる

と、横浜市北部・東部方面の児童養護施設が1カ所になることから、同市は新たな児童養護施設の整備を検討する考えを示していた。

また、桐谷次郎教育長は同日、県教委が中里学園跡地に整備する特別支援学校

について、20年4月の開校を目指すことを明らかにした。

県立特別支援学校 開校へ

20年4月 中里学園廃止後に整備

県教育委員会は24日、2016年度末に廃止される中里学園跡地に県立特別支援学校を整備し、20年4月の開校を目指すことを明らかにした。県議会本会議で、自民党の敷田博昭氏（都筑区）の一般質問に中島栄一総務局長が答えた。

県教委特別支援教育課に

よると、県内の特別支援学校と在籍児童生徒数は、03年度は公私立42校5284人だったが、13年度には49校7856人と約1・5倍に増えている。中里学園のある横浜市青葉区などでは人口増加が著しいのに特別支援学校は整備されていない。

県教委は今後、施設の規

模や教育内容を検討し、15年度から建物の設計や工事の許認可の手続きなどを進める。

また、中島栄一総務局長は、中里学園に併設されている職員寮跡地について、横浜市から児童養護施設を整備したいと相談があったことを明かし、「横浜市の子供を中心に受け

入れていくことは、県としても有意義なこと。話し合いを進めていきたい」と述べた。

中里学園は、平塚市内に整備される「児童自立支援拠点」の開設（17年度予定）に合わせ、廃校が決まった。